

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略) 第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第 1～第 2 (略)  第 3 通信料 1 適用</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略) 第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。) 第 1～第 2 (略)  第 3 通信料 1 適用</p>												
通 信 料 の 適 用	通 信 料 の 適 用												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(8)の 2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)の 3 データ定額バックに係るデータ定額共有</td> <td>                     ア～セ (略)                       ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を 9 9 9 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。                       タ～ハ (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(8)の 4～(24)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(1)～(8)の 2	(略)	(8)の 3 データ定額バックに係るデータ定額共有	ア～セ (略)  ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を 9 9 9 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。  タ～ハ (略)	(8)の 4～(24)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1)～(8)の 2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)の 3 データ定額バックに係るデータ定額共有</td> <td>                     ア～セ (略)                       ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を 1 0 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。                       タ～ハ (略)                 </td> </tr> <tr> <td>(8)の 4～(24)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(1)～(8)の 2	(略)	(8)の 3 データ定額バックに係るデータ定額共有	ア～セ (略)  ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を 1 0 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。  タ～ハ (略)	(8)の 4～(24)	(略)
(1)～(8)の 2	(略)												
(8)の 3 データ定額バックに係るデータ定額共有	ア～セ (略)  ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を 9 9 9 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。  タ～ハ (略)												
(8)の 4～(24)	(略)												
(1)～(8)の 2	(略)												
(8)の 3 データ定額バックに係るデータ定額共有	ア～セ (略)  ソ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を 1 0 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。  タ～ハ (略)												
(8)の 4～(24)	(略)												
<p>第 3 2～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>	<p>第 3 2～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>												

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)					
	(略)					
	ヨルダン・ハシエミット王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>Umniah Mobile Company</u>	<u>△6</u>	二	<u>△A</u> <u>△●</u> <u>△★</u>	<u>△</u>	

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)					
	(略)					
	ヨルダン・ハシエミット王国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)		(略)
オセアニア地方	(略)	オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)	アフリカ地方	(略)
エジプト・アラブ共和国	(略)	エジプト・アラブ共和国	(略)
イスラエル国	(略)		
エチオピア連邦民主共和国	(略)	エチオピア連邦民主共和国	(略)
	(略)		(略)
スーダン共和国	(略)	スーダン共和国	(略)

赤道ギニア共和国		(略)
		(略)
(略)		

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

エスワティニ王国		(略)
赤道ギニア共和国		(略)
		(略)
(略)		

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表9 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、 <u>エスワティニ王国(7)</u> 、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボベルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、セントヘレナ島(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 8 月 21 日経企第 1321 号)

この附則は、平成 30 年 8 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成 30 年 9 月 1 日から実施します。

別表9 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島(7)、アルジェリア民主人民共和国(7)、アンゴラ共和国(7)、ウガンダ共和国(7)、エジプト・アラブ共和国(7)、エチオピア連邦民主共和国(7)、ガーナ共和国(7)、カーボベルデ共和国(7)、ガボン共和国(7)、カメルーン共和国(7)、ガンビア共和国(7)、ギニア共和国(7)、ギニアビサウ共和国(7)、ケニア共和国(7)、コートジボワール共和国(7)、コモロ連合(4)、コンゴ共和国(7)、コンゴ民主共和国(7)、サントメ・プリンシペ民主共和国(7)、ザンビア共和国(7)、シエラレオネ共和国(7)、ジブチ共和国(2)、ジンバブエ共和国(4)、スーダン共和国(7)、エスワティニ王国(7)、赤道ギニア共和国(7)、セーシェル共和国(4)、セネガル共和国(7)、セントヘレナ島(7)、タンザニア連合共和国(7)、チャド共和国(7)、中央アフリカ共和国(7)、チュニジア共和国(7)、トーゴ共和国(7)、ナイジェリア連邦共和国(7)、ナミビア共和国(7)、ニジェール共和国(7)、ブルキナファソ(7)、ブルンジ共和国(7)、ベナン共和国(7)、△ボツワナ共和国(7)、△マイヨット島(7)、マダガスカル共和国(7)、マラウイ共和国(7)、マリ共和国(7)、南アフリカ共和国(7)、△南スーダン共和国(7)、モーリシャス共和国(2)、モーリタニア・イスラム共和国(7)、モザンビーク共和国(7)、モロッコ王国(7)、リビア(7)、リベリア共和国(7)、ルワンダ共和国(7)、レソト王国(7)、レユニオン島(7)

2 (略)

(注) (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]												
<p style="text-align: center;">第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則 1～25（略） 第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。） 第1～第2（略）  第3 通信料 1 適用</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則 1～25（略） 第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。） 第1～第2（略）  第3 通信料 1 適用</p>												
通 信 料 の 適 用	通 信 料 の 適 用												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1)～(8)の2</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</td> <td style="padding: 5px;">                     ア～ソ（略）                      タ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を999GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。                      チ～ヒ（略）                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(8)の4～(24)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	(1)～(8)の2	(略)	(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～ソ（略） タ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を999GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。 チ～ヒ（略）	(8)の4～(24)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">(1)～(8)の2</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</td> <td style="padding: 5px;">                     ア～ソ（略）                      タ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。                      チ～ヒ（略）                 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(8)の4～(24)</td> <td style="padding: 5px;">(略)</td> </tr> </table>	(1)～(8)の2	(略)	(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～ソ（略） タ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。 チ～ヒ（略）	(8)の4～(24)	(略)
(1)～(8)の2	(略)												
(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～ソ（略） タ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を999GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。 チ～ヒ（略）												
(8)の4～(24)	(略)												
(1)～(8)の2	(略)												
(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～ソ（略） タ 共有代表回線の契約者は、ノに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを上限として1GBごとに設定する申出（以下「データ量上限設定オプション」といいます。）を行うことができます。 チ～ヒ（略）												
(8)の4～(24)	(略)												
<p>第3 2～第7（略）  第2表～第6表（略）  別表1～別表8（略）</p>	<p>第3 2～第7（略）  第2表～第6表（略）  別表1～別表8（略）</p>												

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
	(略)				
	ヨルダン・ハシエミット王国	(略)	(略)	(略)	(略)
Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.		(略)	(略)	(略)	(略)
Umniah Mobile Company		△6	二	△A △● △★	△

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2 以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)				
	(略)				
	ヨルダン・ハシエミット王国	(略)	(略)	(略)	(略)
Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.		(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)		(略)
オセアニア地方	(略)	オセアニア地方	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)	アフリカ地方	(略)
エジプト・アラブ共和国	(略)	エジプト・アラブ共和国	(略)
イスラエル国	(略)		
エチオピア連邦民主共和国	(略)	エチオピア連邦民主共和国	(略)
	(略)		(略)
スーダン共和国	(略)	スーダン共和国	(略)



赤道ギニア共和国		(略)
		(略)
(略)		

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

エスワティニ王国		(略)
赤道ギニア共和国		(略)
		(略)
(略)		

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 30 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、 <u>エスワティニ王国（7）</u> 、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボベルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリタニア共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）

2 (略)

(注) (略)

附 則 (平成 30 年 8 月 21 日経企第 1321 号)  
この附則は、平成 30 年 8 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者に関する部分は、平成30年9月1日から実施します。

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
(略)	(略)
アフリカ地方	アセンション島（7）、アルジェリア民主人民共和国（7）、アンゴラ共和国（7）、ウガンダ共和国（7）、エジプト・アラブ共和国（7）、エチオピア連邦民主共和国（7）、ガーナ共和国（7）、カーボベルデ共和国（7）、ガボン共和国（7）、カメルーン共和国（7）、ガンビア共和国（7）、ギニア共和国（7）、ギニアビサウ共和国（7）、ケニア共和国（7）、コートジボワール共和国（7）、コモロ連合（4）、コンゴ共和国（7）、コンゴ民主共和国（7）、サントメ・プリンシペ民主共和国（7）、ザンビア共和国（7）、シエラレオネ共和国（7）、ジブチ共和国（2）、ジンバブエ共和国（4）、スーダン共和国（7）、エスワティニ王国（7）、赤道ギニア共和国（7）、セーシェル共和国（4）、セネガル共和国（7）、セントヘレナ島（7）、タンザニア連合共和国（7）、チャド共和国（7）、中央アフリカ共和国（7）、チュニジア共和国（7）、トーゴ共和国（7）、ナイジェリア連邦共和国（7）、ナミビア共和国（7）、ニジェール共和国（7）、ブルキナファソ（7）、ブルンジ共和国（7）、ベナン共和国（7）、△ボツワナ共和国（7）、△マイヨット島（7）、マダガスカル共和国（7）、マラウイ共和国（7）、マリ共和国（7）、南アフリカ共和国（7）、△南スーダン共和国（7）、モーリタニア共和国（2）、モーリタニア・イスラム共和国（7）、モザンビーク共和国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）

2 (略)

(注) (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																										
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3-13種契約</td> <td>株式会社アドバンスコープ</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)	第3-13種契約	株式会社アドバンスコープ	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社	6～31 (略)	(略)	種 別	事 業 者 名	(略)	(略)
用 語	内 容																										
1～4 (略)	(略)																										
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ又は株式会社テレビ岸和田																										
6～31 (略)	(略)																										
種 別	事 業 者 名																										
(略)	(略)																										
第3-13種契約	株式会社アドバンスコープ																										
用 語	内 容																										
1～4 (略)	(略)																										
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社又は射水ケーブルネットワーク株式会社																										
6～31 (略)	(略)																										
種 別	事 業 者 名																										
(略)	(略)																										

第3-14種契約

株式会社テレビ岸和田

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)

附 則 (平成30年8月21日経企第1321号)  
この改正規定は平成30年9月1日から実施します。

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表 (略)

別表1～別表3 (略)